



西田成希税理士事務所

事務所だより 9月号

仲秋の候、皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

毎月、時候の挨拶を探して書き始めているのですが、6月から10月まで毎月「炎暑の候」でいいですね。

この暑さなので、ビールなどお酒の消費量が大幅アップです。もう夕方になると、脳内が「飲みた〜い」になっています。最近、下っ腹が出てきて、ちょっとヤバいのですが、この暑さに我慢が…(>_<)



さて、そんなビールですが、ビール好きには朗報です！10月1日から酒税が改正されます。ビールや発泡酒は1リットル当たり20円の減税、第3のビールは1リットル当たり28円の増税となります。つまり、ビールが値下げになります。

この改正、2018年に既に決まっていた。「ビール」「発泡酒」「その他の発泡性酒類（第3のビール）」は、酒税法では「発泡性酒類」に分類され、これは、麦芽の比率や麦芽以外の原料の混入度合いで区分されていたのですが、2018年の改正で「ビール」の定義が変更になりました。改正前は原料の麦芽比率が約67%（2/3）以上でない場合は「ビール」ではなく「発泡酒」とされていましたが、麦芽比率が50%以上のものは「ビール」と分類されるようになりました。また、麦芽比率が「ビール」と同じでも、認められた原料以外が少しでも加わると「発泡酒」になっていました。これが、改正後は、果実や香料、ハーブ、野菜、茶、かつお節などを加えても「ビール」として分類可能になり、さまざまなフレーバーを持つビールが開発されました。

ウチのビールの在庫が少なくなっているのですが、ビールは10/1以降に買うことにします。それまでお酒は我慢！？(>_<)では、事務所だより9月号をお送りします。毎日本当に暑いです。新型コロナウイルスだけでなく、熱中症にもお気を付けてください。

去年はビヤガーデンにも行ったのですが…。



電話ボックスがジョッキに…（そんな訳ないか）。



☆ お知らせ（2020年9月の税務）

期限	項目
9月10日	8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
9月30日	7月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税>
	1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	1月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>（半期分）
	消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（5月決算法人は2ヶ月分） <消費税・地方消費税>

☆ 国税が「伝家の宝刀」裁判でまた敗訴

大手レコード会社「ユニバーサルミュージック」（東京）が組織再編に絡む約58億3,850万円の課税処分の取り消しを求めた裁判で、東京高裁は処分を取り消した一審判決を支持し、国側の控訴を棄却しました。国は課税処分に際して、「伝家の宝刀」とも呼ばれる法人税法132条「同族会社の行為計算否認規定」を適用しましたが、一審に続き二審でも正当性を否定されたかたちです。

同社は2008年に行ったグループの組織再編において、前身の法人など3社の全株式を買収し、吸収合併する形で設立されました。問題となったのは、その際にグループの国外法人から借りた約866億円です。

同社は支払利息を損失として計上しましたが、東京国税局は「日本国内の音楽事業に実質的な変化がなく、一連の再編は所得を圧縮する目的で行われた租税回避だ」と指摘。損金算入を

認めず、約 181 億 2,400 万円の申告漏れがあったとして、計 58 億円超の追徴課税を決定していました。

同社の一連の行為は、税法になんら触れるものではありません。にもかかわらず申告漏れと認定されたのは、法人税法 132 条に定められた「同族会社の行為計算の否認規定」によるものです。同規定は、法人税の負担を「不当に減少」させる税務処理については、当局が税額を再計算できると定めています。つまり合法の範囲内で行われた処理でも、それが租税回避目的と認められれば否認できるということです。

税務処理が租税回避目的かどうかは、具体的には、「経済取引として不合理・不自然であるか」で判定されることとなります。つまり当局は、同社の組織再編を経済取引として不合理であると判断したわけですが、司法の判断は違いました。

法人税法 132 条に定める行為計算否認規定は、税法にのっとった税務処理であっても否認できるというその使い勝手の良さから、国税の「伝家の宝刀」と呼ばれています。しかし近年、この宝刀を巡り、国税の敗訴が続きます。16 年には、IBM 社の連結納税制度を利用した税務処理を法人税法 132 条を使って否認したものの、最高裁まで争って敗れています。今回のユニバーサル社を巡る裁判では、まだ上告が残っているものの、負ければ、「刃の鈍り」は決定的なものとなりかねません。

☆ 社宅貸与が給与課税されないために

実務上、会社が社員に対して社宅や寮などを貸与する場合には、使用人から 1 ヶ月当たり一定額の家賃（賃貸料相当額）以上を受け取っていれば給与として課税されません。

ここでいう賃貸料相当額とは、①から③の合計額をいいます。

- ①（その年度の建物の固定資産税の課税標準額）×0.2%
- ② 12 円×（その建物の総床面積（平方メートル））÷3.3（平方メートル）
- ③（その年度の敷地の固定資産税の課税標準額）×0.22%

使用人に無償で貸与する場合には、この賃貸料相当額が経済的利益の供与として給与として課税されます。

また、会社などが所有している社宅や寮などを貸与する場合には、他から借りて貸与する場合も、上記の①から③を合計した金額が賃貸料相当額となります。

したがって、他から借り受けた社宅や寮などを貸与する場合にも、貸主等から固定資産税の課税標準額などを確認する必要があります。

現金で支給される住宅手当や入居者が直接契約している場合の家賃負担は、社宅の貸与とは認められませんので、給与課税されます。

また、使用人から賃貸料相当額より低い家賃を受け取っている場合には、受け取っている家賃と賃貸料相当額との差額が給与として課税されます。

ただし、使用人から受け取っている家賃が、賃貸料相当額の 50% 以上であれば、受け取っている家賃と賃貸料相当額との差額は給与として課税されません。

例えば、賃貸料相当額が 6 万円の社宅を使用人に貸与した場合、使用人から 2 万円の家賃を受け取る場合、賃貸料相当額である 6 万円と 2 万円の差額 4 万円が給与課税されます。

しかし、使用人から 3 万円の家賃を受け取る場合、3 万円は賃貸料相当額である 6 万円の 50% 以上ですので、賃貸料相当額である 6 万円と 3 万円の差額 3 万円は給与課税されません。

なお、従業員に対して社宅や寮等は無償で提供している場合でも、その社宅や寮等が、その職務の遂行上やむを得ない必要に基づき会社とその人の居住する場所として指定したものであるときは、その使用人がその社宅や寮等の貸与を受けることによる経済的利益については、給与課税されません。

上記は、看護師や守衛など、仕事を行う上で勤務場所を離れて住むことが困難な使用人に対する社宅や寮の無償貸与などが該当します。

☆ 国税局職員が相続税を脱税？

熊本国税局は 7 月、主査級の 50 代男性職員が相続財産や贈与財産の一部を申告せずに税負担を免れたとして、同職員を懲戒免職にしたと発表しました。国家公務員法で定める信用失墜行為に当たると判断したものです。

同局によれば、男性は 2017 年に相続税の申告をした際に、預貯金や株式の一部を相続財産として申告せず、自身と親族にかかる相続税計約 2,380 万円の負担を免れていました。また 15 年には親族から現金の贈与を受けていたにもかかわらず申告せず、贈与税 406 万円を免れていたそうです。18 年 7 月に税務調査を受けることになり、職場の上司に報告して発覚。その後、追徴税額を含めて納付したとのこと。

男性は「認識不足で適正な申告に至らず、申し訳ない」と話しています。これに対して同局は「意図的な脱税だったかはいえない」とコメントしています。重加算税が課されたかどうかは明らかにしていません。同局は「税務行政に関わる公務員としてあるまじき行為。国民の皆様方の信頼を損なうこととなり、深くお詫びします」と謝罪しました。

西田成希税理士事務所
〒659-0053
兵庫県芦屋市松浜町 6 番 14-2 号
電話 090-7490-7396
FAX 0797-78-6488